

令和7年度
申込案内書

エネルギー管理講習 新規講習

始める
進める

省

エ

ネ



POINT
1



カーボンニュートラル・脱炭素化社会の実現に向けて、「徹底した省エネルギーの推進」が不可欠です。また、CN・GX・ESG・SDGsを進めるために、省エネルギー推進実務の専門人材のニーズが高まっています。

POINT
2



省エネ法に基づき、必要な知識と技術を習得することを目的とした法定講習です。講習修了者は、「エネルギー管理企画推進者」・「エネルギー管理員」への選任資格が得られます。国家資格の免状を取得された「エネルギー管理士」の方も受講が可能です。最新の法律・省エネ事例や学びなおしの機会に是非ご活用ください。

POINT
3



新規講習はオンライン講習で実施します。自宅や勤務先等から、24時間受講が可能です。指定期間内であれば何度でも繰り返し受講でき、事前学習や復習ツールとしてもお勧めです。会場での集合講習を一部地域（東京・愛知・大阪）にて実施します。

上期
申込受付期間

令和7年4月7日(月)～7月11日(金)

下期
申込受付期間

令和7年8月15日(金)～11月12日(水)

申込
方法

- インターネット申込み <https://www.eccj.or.jp>
- 申込書（払込取扱票）提出

詳しくはホームページ又は申込案内書をご覧ください

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL: 03-5439-4977 FAX: 03-5439-6290 メール: train@eccj.or.jp



目 次

1. エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度 2～7

- (1) 省エネ法とは
- (2) 省エネ法が規制する分野
- (3) 規制の対象となる事業者
- (4) エネルギー管理統括者等の選任について
 - 参考1 特定事業者等の義務
 - ・事業者全体としての義務
 - ・エネルギー管理指定工場等ごとの義務
 - 参考2 エネルギー管理統括者等の選任要件
 - ・エネルギー管理統括者等の役割、選任要件、選任数、選任時期
 - 参考3 提出書類及び提出期限一覧
 - 参考4 修了番号取得前の記載方法について
 - 参考5 各種届出等のフロー
 - 参考6 関連情報及び連絡先一覧
 - ・省エネポータルサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）
 - ・省エネ法ヘルプデスク
 - ・省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）
 - ・EEGS ヘルプデスク
 - ・エネルギー管理講習（新規講習）（資質向上講習）実施機関
 - ・経済産業局 窓口（省エネ法・省エネ関係書類の提出先）

2. 受講申込み要項 8～13

- (1) 受講対象者
- (2) オンライン講習（e ラーニング）
- (3) 講習カリキュラム
- (4) オンライン講習のお申込みから修了証発行までのながれ
- (5) その他注意事項（オンライン講習）
- (6) 教材の発送予定日
- (7) 修了証のダウンロード（修了番号付与）予定日
- (8) 受講の申込み方法（オンライン講習）
- (9) 受講の申込み方法（集合講習）

3. 申込書記入例及び記入上の注意事項 14

オンライン講義では、**省エネに関する様々な内容を学びます！**

- ・省エネルギー政策及び法規
- ・法が求めるエネルギー管理の内容と体制
- ・エネルギー管理の基礎
- ・熱・電気利用の基礎知識
- ・主なエネルギー使用設備の省エネルギーポイントと事例



- ・オンライン講習は、場所を問わず講習を受講できます。
- ・自分のペースで受講でき、履歴や進捗状況が可視化され、受講期間内なら繰返し受講が可能です。
- ・パソコンが用意しにくい環境の方は、集合講習（東京・愛知・大阪）もあります。



1 エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度

(1) 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）は、一定規模以上の（原油換算値で 1,500KL/ 年度以上のエネルギーを使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告させ、省エネや非化石転化等に関する取組みの見直しや計画の策定等を義務付けています。

2050 年カーボンニュートラル目標や 2030 年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じた、電気の需要の最適化（デマンドリスポンス [DR] を行うこと）が求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきましたが、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わりました。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」 2022 年（令和 4 年）5 月 20 日公布

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場の総称として「工場等」という。）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある「特定事業者」、「特定荷主」等に指定して、エネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。



(3) 規制の対象となる事業者

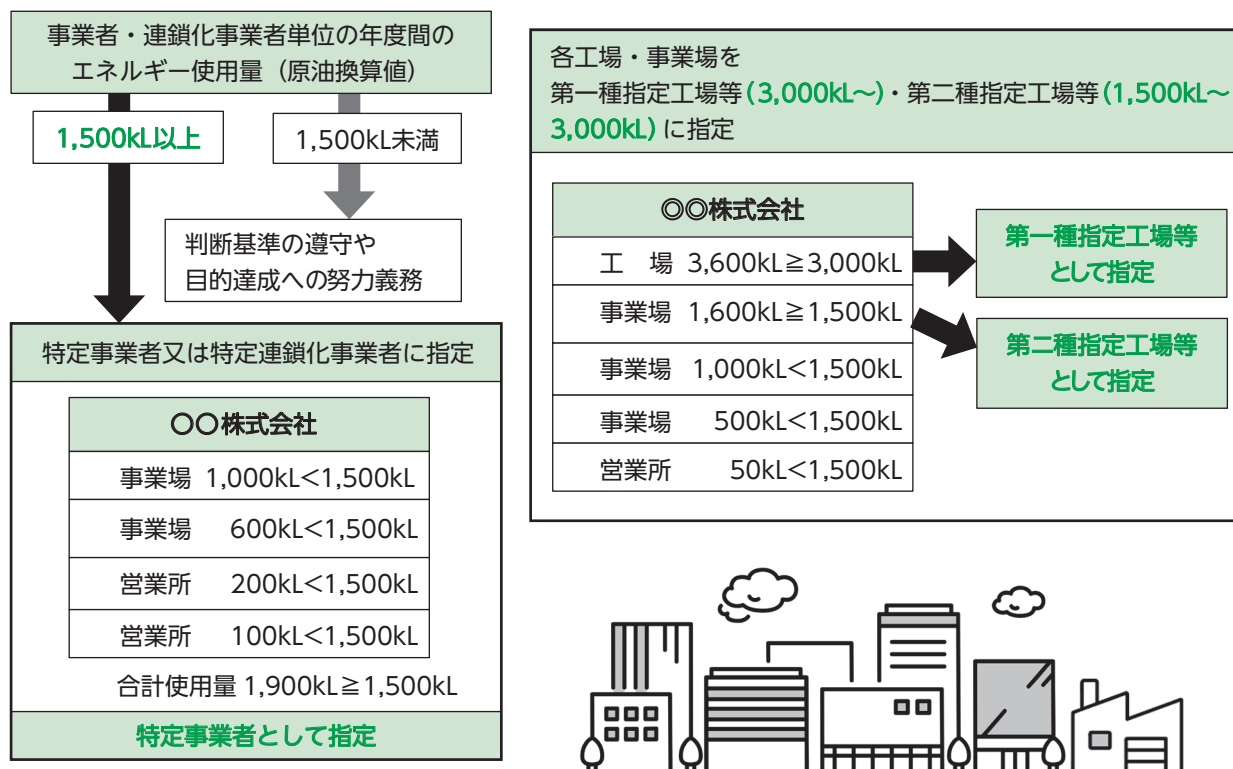
1) 事業者全体

事業者全体における 1 年度間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）のエネルギー使用量（原油換算値）が**合計して 1,500KL 以上**となった場合、そのエネルギー使用量を国に届け出て、**特定事業者等の指定**を受ける必要があります（すでに指定を受けている場合は不要）。

フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が**連鎖化事業者**となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が**合計して 1,500KL/ 年度以上**の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が**特定連鎖化事業者**の指定を受ける必要があります。

2) エネルギー管理指定工場等

事業者が設置している個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が **1,500kL/年度以上** である場合は、事業者が届出書に記載（既に特定事業者等に指定されている事業者の場合は定期報告書に記載）して**工場・事業場ごとにエネルギー管理指定工場等の指定**を受ける必要があります。



(4) エネルギー管理統括者等の選任について

省エネ法では、事業者単位のエネルギー管理において、要となる役割を担う**エネルギー管理企画推進者**及び**エネルギー管理員**は、いずれも、**エネルギー管理講習（新規講習）**を修了した方又はエネルギー管理士免状の交付を受けている方のうちから選任しなければなりません。

(エネルギー管理企画推進者)

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務（第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。）に関し、**エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。**

- 一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
- 二 エネルギー管理士免状（第五十五条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている者

(エネルギー管理員)

第十二条 第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他**経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。**

参考 1 特定事業者等の義務

《事業者全体としての義務》

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	1,500kL/ 年度以上	1,500kL/ 年度 未満
事業者の区分	特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者（管理関係事業者を含む）	—
選任すべき者	エネルギー管理統括者及び エネルギー管理企画推進者	—

《エネルギー管理指定工場等ごとの義務》

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 kL)	3,000kL/ 年度以上		1,500kL/ 年度以上 ～ 3,000kL/ 年度未満	1,500kL/ 年度 未満
指定区分	第一種エネルギー管理 指定工場等 ^{※1}		第二種エネルギー管理 指定工場等 ^{※1}	指定なし
事業者の区分	第一種 特定事業者 ^{※1}	第一種 指定事業者 ^{※1}	第二種 特定事業者 ^{※1}	—
業種	製造業等 5 業種 (鉱業、製造業、電 気供給業、ガス供給 業、熱供給業) ※事務所を除く	左記以外の業種 ※左記の事務所含む 例：オフィスビル、デ パート、ホテル、学校、 病院、官公庁、倉庫、 下水道業など	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	—

参考 2 エネルギー管理統括者等の選任要件

《エネルギー管理統括者等の役割、選任要件、選任数、選任時期》

選任すべき者	エネルギー管理 統括者	エネルギー管理 企画推進者	エネルギー管理者	エネルギー管理員
役割	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	エネルギー管理統括者 を実務面から補佐	第一種 エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理 (第一種指定事業者除く)	第一種 エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理 (第一種指定事業者) 第二種 エネルギー管理指定※1 工場等に係る現場管理
選任要件	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者 (役員クラスを想定)	エネルギー管理士 又は エネルギー管理講習 新規講習修了者	エネルギー管理士	エネルギー管理士 又は エネルギー管理講習 新規講習修了者
選任数	1 人	1 人	1 ～ 4 人 (指定工場等ごとのエネルギー使用量により異なる)	1 人 (指定工場等ごと)
選任時期	選任すべき事由が生じた日以降遅滞なく選任	選任すべき事由が生じた日から 6 ヶ月以内に選任		
提出期限	事由が生じた日以降の 7 月末日			

※ 1 指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者・認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通りに読み替える。

特定事業者	第一種（第二種）エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種（第二種）連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種（第二種）管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種（第二種）管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種（第二種）管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

参考3 提出書類及び提出期限一覧

様式名称		適用	提出期限
エネルギー使用状況届出書	様式第 1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上である場合に提出 (既に指定されている事業者は提出不要)	5 月末日
特定事業者 (特定連鎖化事業者) 指定取消申出書	様式第 2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が 1,500kL 未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種(第二種) エネルギー管理指定工場等 ^{*1} 指定取消申出書	様式第 5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が 3,000kL (第一種) 又は 1,500kL (第二種) 未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者 (エネルギー管理企画推進者) 選任・解任届出書	様式第 4	エネルギー管理統括者(エネルギー管理企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の 7 月末日
エネルギー管理者 (エネルギー管理員) 選任・解任届出書	様式第 7	エネルギー管理者(エネルギー管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の 7 月末日
中長期計画書	様式第 8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画をとりまとめて提出	原則 毎年度 7 月末日
定期報告書	様式第 9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度 7 月末日

参考4 修了番号取得前の記載方法について

1) 未修了者の選任

責任者等の配置で「選任中(選任すべき事由が生じた日から 6 ヶ月以内)」の場合には、定期報告書等の作成実務者を、当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」、「エネルギー管理員」に「配置済み」とみなしてください。

2) 罰則

選任をしなかった場合は 100 万円以下の罰金、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、20 万円以下の過料の対象となります。

3) 記載方法

受講時期により、**講習修了番号の取得が間に合わない場合**には、以下を参考に報告書等を提出してください。

・中長期報告書(様式 8) I 欄、定期報告書(様式 9) 特定 - 第 1 表

「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」欄には、**氏名の後に、(作成実務者)**と付記し、**講習修了番号のところに、(選任中) 新規講習の受講予定あり**と記入してください。

《記入例：様式 9》 エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	氏名 省エネ 太郎(作成実務者) エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 (選任中) 新規講習の受講予定あり
---	---

・定期報告書(様式 9) 指定 - 第 1 表

「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・勤務地・連絡先」欄には、エネルギー管理企画推進者と同様に記入してください。

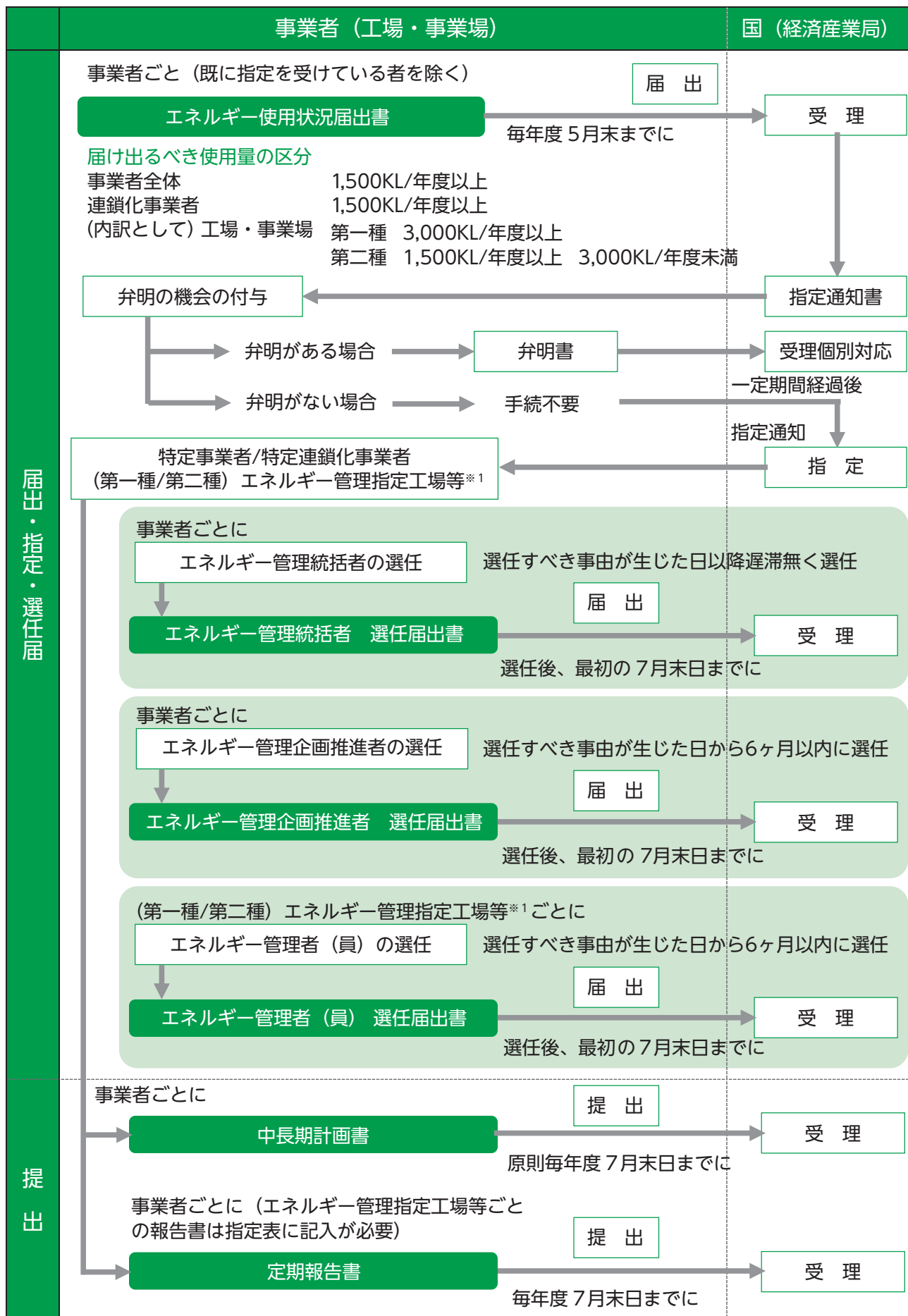
・選任解任届出書(様式 4・様式 7)

講習修了番号を取得後、速やかに所轄経済産業局に提出してください。

4) 外部委託

エネルギー管理統括者等の外部委託に関する承認基準については、所轄経済産業局担当者による事前審査が必要です。必ず契約締結・申請前の案の段階でご相談ください。

参考5 各種届出等のフロー



注：認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

参考6 関連情報及び連絡先一覧

○省エネポータルサイト（経済産業省 資源エネルギー庁）

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。

省エネ法（概要・様式など）や各種支援制度の概要等を紹介しています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/

・省エネ法の手引き

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4

・省エネ法定期報告書記入要領

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo25.pdf

○省エネ法ヘルプデスク

省エネ法ヘルプデスクを開設しています。（令和7年3月31日時点）

定期報告書・中長期報告書の書き方などに関するご質問などに対応しています。

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

○省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

○EEGS ヘルプデスク

EEGS ヘルプデスクを開設しています。

操作方法等に関するご質問などに対応しています。

TEL：03-4446-6054 メール：g-eegs-support@sec.co.jp



○エネルギー管理講習（新規講習）（資質向上講習）実施機関

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人 省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp

○経済産業局 窓口（省エネ法・省エネ関係書類の提出先）

経済産業局へのお問い合わせ前に、**省エネ法のヘルプデスク等**をご活用ください。

経済産業局	電話	対象地域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0362	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-2775	富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー燃料課	098-866-1759	沖縄県

2 受講申込み要項

(1) 受講対象者

新規講習を今まで受講していない方はどなたでも受講できます。

<過去の講習修了者について>

- ・平成 18 年度から令和 6 (2024) 年度の新規講習修了者は申込みできません。
- ・講習修了番号には有効期限はありません。選任されている方のみ、資質向上講習の受講が義務付けられています。
- ・平成 17 (2005) 年度の法改正 (平成 18 (2006) 年 4 月 1 日から施行) により、それ以前の法律に基づく新規講習修了者は、現在行っている新制度での「新規講習」を受講しなおす必要があります。

(2) オンライン講習 (e ラーニング)

新規講習の講義は、オンライン講習 (e ラーニング) で実施します。なお、パソコン等の用意が難しい方向けに集合講習 (定員制) も実施します。

- ・インターネット申込み：オンライン講習のみ (会場番号なし)
- ・申込書 (払込取扱票)：オンライン講習を希望される方は、申込書 (払込取扱票) の
会場番号欄に下記の会場番号を記入してください。
 - ・上期：001
 - ・下期：002

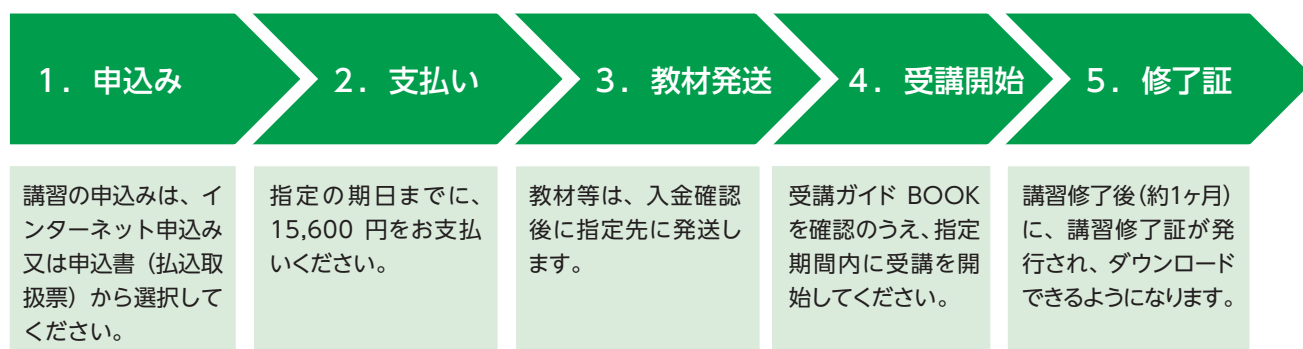
(3) 講習カリキュラム

省エネ法等の規定に定められた「エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の 3 課目について講義します。オンライン講習の講義時間は下表のとおりです。
(効果測定解答時間を除く)



時 間	課 目		内 容
5 時間 30 分 (効果測定除く)	課目Ⅰ	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	・省エネルギーの意義 ・エネルギー政策及び法規 ・エネルギー管理の基礎
	課目Ⅱ	エネルギー管理の手法	・熱利用設備 ・電気利用設備 ・空気調和設備
	課目Ⅲ	エネルギー管理の実務	・工場等判断基準 ・省エネルギー法に基づく届出、報告 ・管理標準

(4) オンライン講習のお申込みから修了証発行までのながれ



申込み方法	・ 詳細は、12 ページをご確認ください。
受講料の支払い	・ 指定の期日までに受講料 15,600 円をお支払いください。 ・ 受講料は非課税のため、適格請求書（インボイス）対象外です。
教材の発送	・ 教材は発送日程に沿って発送します。発送予定日は、11 ページをご確認ください。 ・ 土日祝祭日、GW、お盆時期、年末年始等の交通渋滞や航空荷物の搭載制限の影響等による配送遅配がある場合があります。 ・ インターネット申込みの方は、決済マイページで荷物の追跡番号が確認できます。（伝票番号は即時反映されません。）
受講期間	・ 上期：令和7年6月5日（木）～8月31日（日） ・ 下期：令和7年10月1日（水）～12月31日（水）
動画の視聴	・ 講義動画は、5 時間 30 分（効果測定問題の解答時間を除く）です。 ・ 講義動画は、24 時間（メンテナンス時間を除く）視聴が可能です。連続した視聴だけでなく、中断や再開も可能です。
効果測定	・ 視聴単元毎の効果測定を行います。動画の視聴後、関連する問題が 3 問出題され 2 問以上を正解すると、次の動画の視聴に進みます。 ・ 不合格時の動画視聴では、受講済みの単元のみ動画の再生速度調整と指定した位置での再生ができます。
講習修了証	・ 修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。 ・ 受講された月の翌月下旬頃から修了証のダウンロードが可能です。 ・ 修了番号付与（ダウンロード予定日）前は、修了証に講習修了番号の記載がありませんのでご注意ください。 ・ ダウンロード予定日は、11 ページをご確認ください。
注意事項	・ 申込完了（教材発送）後、又は講習の受講ができなかった場合であっても、受講料の返金、受講者変更、受講区分等の変更はできません。 ・ 受講期間の開始日前と受講期間の終了日以降は、オンライン講習の受講及び映像の閲覧はできません。 ・ 省エネルギーセンターが指定する期間で講習を修了してください。 ・ 指定期間の延長はありませんので、計画的に受講を進めてください。 ・ その他の注意事項等は、10 ページをご参照ください。

(5) その他注意事項（オンライン講習）

- 1) オンライン講習は、インターネットを通じた**あらかじめ録画された講義動画の視聴**になります。
WEB カメラの使用はありません。
- 2) 勤務先や自宅等で、指定期間内であれば 24 時間いつでも受講できます。
- 3) オンライン講習は、システムメンテナンスを行っている時間を除き利用できます。
- 4) 受講者 1 名につき 1 台のパソコン等が必要になります。受講にあたり必要な通信機器、パソコン等の設備は受講者又は事業者で用意してください。
- 5) オンライン講習受講時の、インターネット通信料及び受講料以外に発生した費用は、受講者又は事業者の負担となります。
- 6) 個々の動作環境によっては視聴ができない場合があります。特に、**セキュリティソフトの設定内容やモバイル WiFi ルーター等の通信環境が不安定な場合には、正常に動作しないことがありますのでご注意ください。**
- 7) パソコン等及びインターネット接続環境により、オンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。
- 8) 省エネルギーセンターが予め告知等を行った上で、オンライン講習の維持・保全のため、またはシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止または中止することがあります。
- 9) オンライン講習で提供する教材等の著作権は省エネルギーセンターに帰属します。
- 10) **動画の再生ができない場合には、以下の確認及び対策方法をお試しください。**
 - ・視聴環境を満たす端末（ご所属先・ご自宅のパソコン、タブレット、スマートフォン等）をご用意ください。
 - ・お使いのブラウザのキャッシュクリアを行ってください。
 - ・動画の視聴環境が推奨環境を満たしているかご確認ください。
サーバー側 OS：Windows Server 2019、Windows Server 2016、
Windows Server 2012 R2
データベース：MySQL
クライアント側 OS：Windows 10、Windows 11、macOS Mojave 10.14 以上
ディスプレイ：1024 × 768 以上
WEB ブラウザ：Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox
- 11) セキュリティ等（各種設定やアクセス拒否等）により、ご所属先等でログイン又は動画が再生されない場合は、**ご所属先のシステム管理者様・ネットワーク管理者様にご相談ください。**
- 12) 省エネルギーセンターのホームページ (<https://www.eccj.or.jp>) から動画の視聴テストができます。詳しい操作方法等は、講習部のホームページ内にある「動作環境の確認」バナーから行ってください。



(6)教材の発送予定日

- 1) インターネット申込みをされた方は、決済マイページから教材の発送状況（追跡番号）が確認できます。
- 2) テキスト発送後の送付先の住所間違い・送付先の変更による再送付は、送付費用が着払いになる場合があります。
- 3) 申込書（払込取扱票）をご利用の場合は、ゆうちょ銀行の事務処理に時間を要するため、翌週扱いになる場合があります。
- 4) 土日祝祭日、GW、お盆時期、年末年始等の交通渋滞や航空荷物の搭載制限の影響等による配送遅配がある場合があります。

①上期

入金日	テキスト 発送予定日
4/7 (月) ～ 5/13 (火)	5/30 (金)
5/14 (水) ～ 5/20 (火)	6/6 (金)
5/21 (水) ～ 5/27 (火)	6/13 (金)
5/28 (水) ～ 6/3 (火)	6/20 (金)
6/4 (水) ～ 6/10 (火)	6/27 (金)
6/11 (水) ～ 6/17 (火)	7/4 (金)
6/18 (水) ～ 6/24 (火)	7/11 (金)
6/25 (水) ～ 7/1 (火)	7/18 (金)
7/2 (水) ～ 7/8 (火)	7/25 (金)
7/9 (水) ～ 7/15 (火)	8/1 (金)

②下期

入金日	テキスト 発送予定日
8/15 (金) ～ 9/9 (火)	9/26 (金)
9/10 (水) ～ 9/16 (火)	10/3 (金)
9/17 (水) ～ 9/23 (火)	10/10 (金)
9/24 (水) ～ 9/30 (火)	10/17 (金)
10/1 (水) ～ 10/7 (火)	10/24 (金)
10/8 (水) ～ 10/14 (火)	10/31 (金)
10/15 (水) ～ 10/21 (火)	11/7 (金)
10/22 (水) ～ 10/28 (火)	11/14 (金)
10/29 (水) ～ 11/4 (火)	11/21 (金)
11/5 (水) ～ 11/11 (火)	11/28 (金)
11/12 (水) ～ 11/14 (金)	12/5 (金)

(7)修了証のダウンロード（修了番号付与）予定日

- 1) オンライン講習を受講し修了された方は、下記の日程をご確認のうえ、オンライン講習の最終単元から修了証（PDF）をダウンロードしてください。
- 2) 修了番号付与（ダウンロード予定日）前は、修了証に講習修了番号の記載がありません。付与後に改めてダウンロードしてください。
- 3) 集合講習の方は、別途郵送いたします。

①上期

講習修了日	修了証
6/5 (木) ～ 6/30 (月)	7/18 (金) 頃
7/1 (火) ～ 7/31 (木)	8/22 (金) 頃
8/1 (金) ～ 8/31 (日)	9/22 (月) 頃

②下期

講習修了日	修了証
10/1 (水) ～ 10/31 (金)	11/21 (金) 頃
11/1 (土) ～ 11/30 (日)	12/19 (金) 頃
12/1 (月) ～ 12/31 (水)	1/23 (金) 頃



(8)受講の申込み方法（オンライン講習）

下記のいずれかの方法から、1つを選択し申込みをしてください。

インターネット申込み（オンライン講習）	
申込み方法	・省エネルギーセンター 講習部のホームページから「インターネット申込み」バナーをクリックし、仮申込み画面に進んでください。 ・受講料を支払うことで本申込みが完了します。 ・受講料：15,600 円（非課税） ・決済手数料：決済方法により一部申込者負担
上 期	○支払方法【銀行振込・クレジット決済】 ・申込受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～7 月 11 日（金） ・入金期限：令和 7 年 7 月 15 日（火）まで ○支払方法【コンビニ決済】 ・申込受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～6 月 30 日（月） ・入金期限：決済選択後の 14 日以内まで
下 期	○支払方法【銀行振込・クレジット決済】 ・申込受付期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）～11 月 12 日（水） ・入金期限：令和 7 年 11 月 14 日（金）まで ○支払方法【コンビニ決済】 ・申込受付期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）～10 月 31 日（金） ・入金期限：決済選択後の 14 日以内まで

申込書【専用の払込取扱票】提出（オンライン講習）	
申込み方法	・新規講習申込案内書（冊子）を使用するか、資料請求（省エネルギーセンター 講習部のホームページにある「資料請求フォーム」バナーをクリック）してください。 ・郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口にて、申込書（専用の払込取扱票）を提出し、受講料を支払うことで本申込みが完了します。 ・受講料：15,600 円（非課税） ・振込手数料：申込者負担
上 期	○支払方法【専用の払込取扱票】 ・申込受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～7 月 11 日（金） ・入金期限：令和 7 年 7 月 11 日（金）日附印有効
下 期	○支払方法【専用の払込取扱票】 ・申込受付期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）～11 月 12 日（水） ・入金期限：令和 7 年 11 月 12 日（水）日附印有効

注意事項
・請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」・「振替払込請求書兼受領証」をご利用ください。インターネット申込みをされた方は、決済マイページから「請求明細書・受領証明書」がダウンロードできます。それ以外の書類は発行いたしませんのでご了承ください。 ・受講料は非課税（消費税法第 6 条別表第 2）です。インボイス制度（適格請求書発行）には該当しません。 ・申込完了後に、申込みの取り消しや受講料の返金はできません。

(9) 受講の申込み方法（集合講習）

やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、当センターが指定する会場にて、**あらかじめ録画された動画を視聴**することにより受講することができます。集合講習を希望される場合は、以下の手続きをしてください。

1) 受講申込み及び受講料のお振込み期限

上 期 集合講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・ 申込受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～ 5 月 15 日（木） ・ 入金期限：令和 7 年 5 月 15 日（木）の日附印有効
下 期 集合講習	1) 申込書（払込取扱票）提出 ・ 申込受付期間：令和 7 年 8 月 15 日（金）～ 10 月 8 日（水） ・ 入金期限：令和 7 年 10 月 8 日（水）の日附印有効

※集合講習は、インターネット申込みはできませんので、**申込書（払込取扱票）を提出**する方法にて申込んでください。

2) 集合講習の講習地及び講習日（会場番号）

	講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
上期	東京都	港区	2 0 1	令和 7 年 6 月 17 日（火）	30
	愛知県	名古屋市	4 0 1	令和 7 年 6 月 24 日（火）	30
	大阪府	大阪市	6 0 1	令和 7 年 6 月 25 日（水）	30
下期	東京都	港区	2 0 2	令和 7 年 11 月 5 日（水）	30
	愛知県	名古屋市	4 0 2	令和 7 年 11 月 13 日（木）	30
	大阪府	大阪市	6 0 2	令和 7 年 11 月 26 日（水）	30

※講義時間は 10：00～17：30 までです。

※講義カリキュラムはオンライン講習と同じです。

※会場番号の記入が無い場合は、オンライン講習の申込みとなります。

※**集合講習は先着順に受付します。なお、定員に達した場合には、「オンライン講習の受講」に変更になります。**

3) 受講票の発送日

・ 上期：令和 7 年 6 月 6 日（金）予定

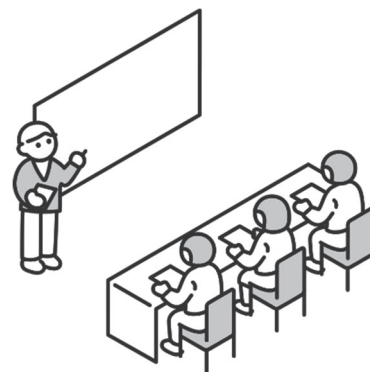
・ 下期：令和 7 年 10 月 31 日（金）予定

※会場の開催場所や注意事項等は、受講票にてご確認ください。

4) 修了証について

・ 修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。

・ **修了証は受講された月の翌月下旬頃に郵送します。**



3 申込書記入例及び記入上の注意事項

申込書は、この「申込案内書」と同じ込まれている専用の「払込取扱票」で兼ねています。申込み者1名につき専用の「払込取扱票」1枚を使用してください。

下記の記入例を参考にして①～⑧の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、申込書に記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

PDF 版は払込取扱票のと同じみはありません。

【申込書の記入例】機械処理をしますので、明瞭に記入してください。

① 受講希望地

会場番号を記入してください。

《オンライン講習》

上期：001

下期：002

② 現住所（自宅住所）

受講者の現住所（自宅住所）を記入してください。郵便番号、住所は最小区分（番地、号、マンション（アパート）名、部屋番号、〇〇方）までを必ず記入してください。

③、④ 勤務先住所・勤務先

現在勤務している会社名（工場名等）、部署名までを正確に記入してください。該当しない場合は、学生または無職と記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。（例）090-1234-5678

払 込 取 扱 票		振替払込請求書兼受領証	
00	東京	口座記号番号	00180-8
口 座 記 号 番 号		464983	
金額		15600	
料 金		備考	
加入者名 一般財団法人 省エネルギーセンター新規講習		加入者名 一般財団法人 省エネルギーセンター新規講習	
エネルギー管理講習 (新規講習)申込書		金額	
① 受講希望地		15600	
会場番号 001		おなまえ 108-0000	
第1希望 03月 - 0000 - 0000		東京 港区芝浦 △-〇-△ 省エネアパート 201	
第2希望		⑤ 書類等送付先	
② 現住所 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△		④ 勤務先住所 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
③ 勤務先住所 (株)省エネ社 技術部		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
④ 勤務先(学校名) (株)省エネ社 技術部		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
フリガナ ショウエネ		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
⑥ 氏名 省エネ 太郎		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
⑦ 性別 男		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
⑧ 生年月日 昭和 47 年 4 月 10 日		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第54421号)		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	
これより下部には何も記入しないでください。		⑤ 書類等送付先 〒108-0000 東京都港区 港区芝浦 △-〇-△	

⑤ 書類等送付先

受講票、修了証等の送付先となります。「☐現住所 ☐勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。選択がない場合は「現住所」が書類等送付先となります。

⑥ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。この氏名は、書類等送付の宛名、修了証に記載の氏名となるため、戸籍と同じ字を明瞭に間違いなく記入してください。(例：己巳巳、崎崎、高高など)

⑦ 性別

いずれかを○マルで囲んでください。

⑧ 生年月日

昭和、平成(年号)を○マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

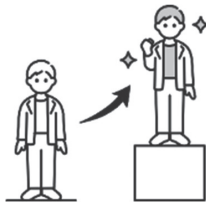
「講習修了者の声」を募集しています！

日々の省エネ推進に励まれている「講習修了者の声」を募集しています。自薦・他薦問いません。

講習修了者として職場や就職活動に活かしている方をはじめ、取得のきっかけや取得後の変化など、さまざまな「講習修了者の声」を掲載予定です。詳しくは、省エネルギーセンター講習部のホームページをご覧ください。



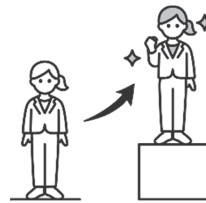
サービス・インフラ勤務



省エネルギーについての知識をわかりやすく学ぶことができて、とても有意義な講習だと思いました。

また、私は**エネルギー管理士も目指しているのですが、試験課目1の内容ともリンクしており、試験勉強としても、どの教材よりもわかりやすいテキストと講義でした。**

メーカー勤務



動画を見つつテキストを読む時間も欲しく、駆け足感はありませんでしたが、全体像を知って橋渡し役として理解を深めるものとして大変実りある講習でした。

設備管理部署などに配属になった新任者教育にも最適と思いました。また、**法規改正内容の把握、新しい制度、支援制度の情報など生きた情報も取得でき大変ありがたかったです。**社内に共有すべき点もいくつかあり、情報展開していきたいと思います。

問い合わせ機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290

メール：train@eccj.or.jp ホームページ：https://www.eccj.or.jp

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング5F

北海道支部 TEL.011-271-4028

〒060-0001 札幌市中央区北一条西二丁目2番地 北海道経済センタービル6F

東北支部 TEL.022-221-1751

〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号 電力ビル本館8F

東海支部 TEL.052-232-2216

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目23番28号 イトービル5F

北陸支部 TEL.076-442-2256

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル11F

近畿支部 TEL.06-6539-7515

〒550-0013 大阪市西区新町一丁目13番3号 四ツ橋KFビル8F

中国支部 TEL.082-221-1961

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8番20号 井上ビル5F

四国支部 TEL.087-826-0550

〒760-0023 高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル8F

九州支部 TEL.092-431-6402

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東一丁目11番5号 アサコ博多ビル10F

公益社団法人 沖縄県工業連合会 TEL.098-859-6191

〒901-0152 那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター6F

※追加の申込案内書が必要な場合は上記機関で直接入手するか、省エネルギーセンター講習部のホームページから資料請求ください。

※一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年（1999年）4月27日に通商産業大臣当時（現経済産業大臣）から省エネ法に基づく指定を受け、指定講習機関としてエネルギー管理講習の実施に関する事務を行っています。



禁無断転載、版權所有 一般財団法人省エネルギーセンター

Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2025

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙/パルプ配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。